

# 令和8年度地域包括ケアシステム研修（全体研修・生活支援体制整備事業研修） 業務委託 仕様書

## 1 業務の名称

令和8年度地域包括ケアシステム研修（全体研修・生活支援体制整備事業研修）業務

## 2 業務の目的

この研修は、地域支援事業の中核を担う、市町村職員、地域包括支援センター職員、生活支援コーディネーター等に対して、地域支援事業の総論的な内容や生活支援体制整備事業の実践的な内容の研修を、それぞれ関連付けながら一体的に行うことにより、各主体がお互いの役割、立場、強み・弱みについてより具体的に理解を深めることで、信頼関係を築き、それぞれの垣根を超えて緊密に連携しながら、同じ方向を向いて、地域支援事業を推進し、もって県内各市町村の地域支援事業の深化を着実に進めることを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 4 業務内容

### (1) 全体研修

#### ア 概要

地域包括ケアシステムに関わる市町村職員等を対象に、地域包括ケアシステムの基本理念や制度概要などの基礎研修を実施し、地域支援事業全体の理解を促すものである。

また、地域支援事業を構成する各事業の関係性や事業間の連動を意識した研修を実施することで、地域包括ケアシステムの効果的な運用を支援するものである。

研修内容については、次のア～クを含むものとし、それぞれの事業の関係性や連動、多職種連携の重要性について、より実践的な視点で理解が深まる研修となるよう工夫するものとする。

(ア) 地域包括ケアシステム・地域支援事業の全体像（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業）

(イ) 地域支援事業について①（介護予防・日常生活支援総合事業のうち、サービス・活動事業）

(ロ) 地域支援事業について②（介護予防・日常生活支援総合事業のうち、一般介護予防事業）

(ハ) 地域支援事業について③（包括的支援事業のうち、地域ケア会議）

(ニ) 地域支援事業について④（包括的支援事業のうち、生活支援体制整備事業）

(ホ) 地域支援事業について⑤（包括的支援事業のうち、在宅医療・介護連携推進事業）

(ヘ) ケアラー支援について

(ク) グループワーク

#### イ 受講対象者

地域包括ケアシステムに関わる市町村職員、地域包括支援センター職員、生活支援コーディネーター、医療・福祉の専門職（医療ソーシャルワーカー、ケアマネジャー、社会福祉協議会職員等）

## ウ 時期・回数等

(ア) 回数：1回

(イ) 実施時期：5～8月

(ウ) 日程：3日間（1日目と2日目は動画またはオンラインで全日、3日目は対面で半日）

(エ) 参加者数：500人程度

## エ 実施業務

受託者は、県と十分に情報共有を図りながら下記の業務を実施する。

### (ア) 研修の企画

- ・研修プログラムの作成
- ・研修日程の調整、研修会場の確保
- ・講師の選定、講師の依頼、講師との連絡調整、講師に対する謝金や交通費の支払い、講師との事前打合せ

### (イ) 研修運営

- ・研修会場の確保、研修動画の撮影
- ・開催案内の作成・送付、受講者からの問い合わせ対応
- ・受講申込みの取りまとめ、受講者の決定、受講者リストの作成
- ・研修資料の作成・送付
- ・研修当日に必要となる消耗品の手配
- ・研修当日の運営（受付・司会進行等）・問い合わせ対応
- ・その他円滑かつ効果的な実施のために必要な業務

### (ウ) アンケートの実施

受託者は研修内容を評価するためアンケートを作成し、研修終了後アンケートを実施するものとする。また、実施したアンケート結果は集計の上、県地域包括ケア課に報告すること。なお、アンケート内容は県と協議して作成するものとする。

## (2) 生活支援体制整備事業研修

### ア 概要

市町村と生活支援コーディネーターが一体となって、多様な事業主体による生活支援体制の構築を推進するための研修を行う。

研修内容については、次のア～ウについても取り扱うこととする。

また、全体研修や埼玉県福祉部地域包括ケア課が実施する事業との連動も意識して研修を行うこと。

#### (ア) 生活支援コーディネーターのコーディネート業務における実践的なスキルの習得につながる内容

※個別課題の対応を通じて、地域課題に対応するための地域づくりに取り組む必要があることを踏まえ、特に、地域の支援ニーズと生活支援・介護予防サービスとのマッチングスキル向上について扱うこと。

#### (イ) 市町村・生活支援コーディネーターが担う役割の理解を深める内容

※地域支援実施要綱において市町村の役割が強調されたことを踏まえ、生活支援コーディネーターとの密接な連携のもとで、市町村が生活支援等サービスの事業化を進めるといった認識を高める内容とする。

(ウ) 官民連携の推進につながる内容

※官民連携については、地域での活動に取り組む民間企業等が有する事業の知見を活用することや、その活動との連携を深める内容とすること。

イ 受講対象者

県内市町村の生活支援体制整備事業の担当職員、県内市町村の生活支援コーディネーター等

ウ 時期・回数等

(ア) 回数：1回

(イ) 実施時期：9～12月

(ウ) 参加者数：総計300人程度

(エ) 日程：2日間（集合型・オンライン 各1回ずつ）

※参加者が想定を上回った場合、県と協議の上可能な限り受講枠を増やすこと。

エ 実施業務

受託者は、県と十分に情報共有を図りながら下記の業務を実施する。

(ア) 研修の企画

- ・研修プログラムの作成
- ・研修日程の調整、研修会場の確保
- ・講師の選定、講師の依頼、講師との連絡調整、講師に対する謝金や交通費の支払い、講師との事前打合せ

(イ) 研修運営

- ・開催案内の作成
- ・問い合わせ対応
- ・受講申込みの取りまとめ、受講者の決定、受講者リストの作成
- ・研修資料の作成・送付（電子データの送信）
- ・研修当日に必要な消耗品の手配
- ・研修当日の運営（受付・司会進行等）
- ・講義部分の録画
- ・その他円滑かつ効果的な実施のために必要な業務

(ウ) 研修後

- ・アンケートの実施・取りまとめ
- ・研修動画の納品
- ・報告書の作成

(3) 生活支援体制整備事業情報交換会

ア 概要

行政職員と生活支援コーディネーターの情報交換等を促進し、各役割への理解を深め、協働の意識を高めると共に、県内市町村とのネットワークを構築できるよう、情報交換会を実施する。

イ 受講対象者

県内市町村の生活支援体制整備事業の担当職員、県内市町村の生活支援コーディネーター等

ネーター

ウ 時期・回数等

- (ア) 回数：2回
- (イ) 実施時期：9～3月
- (ウ) 日程：半日
- (エ) 参加者数：各回50～60人程度
- (オ) 実施方法：原則対面式

エ 実施業務

受託者は、県と十分に情報共有を図りながら下記の業務を実施する。

(ア) 企画

- ・プログラムの作成
- ・問い合わせ対応
- ・日程の調整、会場の確保
- ・ファシリテーターの選定・依頼・連絡調整、事前打合せ
- ・ファシリテーターに対する報酬等の支払

(イ) 運営

- ・開催案内の作成
- ・参加者からの問い合わせ対応
- ・参加申込みの取りまとめ、参加者の決定、参加者リストの作成
- ・資料の作成・送付（電子データの送信）
- ・当日に必要となる消耗品の手配
- ・当日の運営（受付・司会進行等）
- ・その他円滑かつ効果的な実施のために必要な業務

(ウ) 実施後

- ・アンケートの実施・取りまとめ
- ・報告書の作成

## 5 留意事項

- (1) 業務を実施するに当たり、業務を統括する責任者を配置し、担当者等の人員配置等を明確にすること。
- (2) 事業の実施に支障が生じるような場合は、随時、県と協議を行い、早急に改善策を検討すること。
- (3) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。  
ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 本事業の報告書に係る一切の権利は埼玉県に帰属するものとする。

- (8) 県が受託者を決定した後、委託契約を締結するに当たり、委託契約書、仕様書、その他の事項に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。